第10回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時:平成24年8月7日(火)午後1時30分~午後4時00分

場所:橋本市役所 3階 議会委員会室

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、上久保修委員、笹嶋邦彦委員、贄川一郎委員、堀川憲一委員、畑野富雄委員、苅田一郎委員、矢野佳世子委員、上田良治委員、石橋英和委員、加藤昌男委員

【審議会欠席委員】

丹下一子委員、

【審議会内容】

1. 開会

傍聴人:なし

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 答申書(案) の取りまとめについて

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

【委員】

わたしが心配をしているのはあくまでも事業計画というのはこういう大きな事業があって、国や県から当然資金の支援をずっと長い間大金を借りているわけです。もうすでに償還も始まっているわけですね。そして毎年その工事の状況に応じてまた国や県からの補助として資金をもらってくるわけです。

現実に、有収水量が減ります。ということになったときに、国からもらう補助金が同じように減らないか。ということです。

次に処理場についてですが、処理場も経営計画通りの汚水量に見合った整備をしていますが、明らかに汚水量は、計画通りにはいきません。その状況を県は了解していただけるのかということです。

【事務局】

まず、第1の国からの補助金についてですが、それはあくまで、事業を推進するための 補助金であり、委員のご質問のように、水量が計画よりも少ないから補助金をカットする というようなことはございません。 それともう1つ、県の経営計画どおりの水量が入らないことについては、県の了解とい うのは、得られません。県は今後、経営計画に見合った水量の確保を要望されてくると思 います。

【委員】

市は水量に関係なく補助金は得られるということですが、処理場についても同じで、計画通りに施設整備は進められます。今の工事計画はそう簡単に変更できるものではないことはよく分かります。

市の方は、有収水量が半分に減っても、国の補助金は変らず降りてくると言うことですが、本当にそうですか。

【事務局】

県の処理場については一応受け入れ予定水量に合わせた形で池の増設とか、あと機械電気設備をやっていただいております。その中で、用地については当初計画の中で取得を行っていますが、施設整備につきましては、受け入れ水量を計画した中で、各市町からのヒアリングを基に、増設計画を立てていただいています。

あと来年については、全体計画の見直しもあり、この流域および関連の市、町を含めた 見直しを予定しております。その中でも人口の減少や原単位が下がっていく等について、 水量も変わってくるかと思いますので、その中でまたもんでいく必要があると考えます

【委員】

処理場計画について流入量は、平成13年からスタートしていますが、当初の計画で進めた中では流入量は思うように伸びなかった。ということで、途中で見直しをしています。

全体としたら概ね間に合うということになっていますが、現在も水量が計画通りに入らないということで、また来年度から見直しをやるということです。随時そういうことで国に対する補助は全体のバランスを考えてということになると思います。

【委員】

最初に確認をしておきたいのですが、諮問にも健全な下水道事業のことについて、というお話でした。だけどこの諮問書には、ずばりこの経営の健全化に向けた下水道の使用料の見直しについて諮問しますということになっています。諮問に沿ってずっとやってきたのですが、やはり一番の問題は、下水道事業をこれからきちっとやっていこうとしたときに現使用料ではこれが賄いきれない。そしてもう1つはこれから下水道事業をしていくにあたっていろいろな委員さんからのお話もあったように、これからの整備計画はどうするのか。

それで我々は、意見を求められて現時点の状況で使用料を変えるだけで、今までの整備計画をそのままにする。そしたら市民に対する説明責任やら市民に対する補助金制度とか、それから助成制度の話も出ました。やはり基本は会長が今冒頭に言われた下水道事業の審議そのものをする。ということなので、だから使用料はそれに関わってくることなのだけど、まず、現下水道事業をこれからどうするという話を市長にきちっと答申でやっていく

べきだと思います。

諮問された趣旨をまず前面に押してその後で使用料改定の話をしないと。これは答申書だけでわれわれはずっとやってきて使用料見直しだけの話になってしまっているのではないのかな。市民の人から見たら「審議会として会議をして、審議会として使用料を値上げするのに概ね賛成したのか。」という話になる。「事業そのものは、どうなっているのか。」という話をされたときに、本当にきちっと答えられるかなと思います。

市長さんも議会で質問をされて「使用料を上げてもいいという話やで」とそんなことを 言われたら委員としては困ります。

答申、これ出てきたのだからきちっと整備計画のうんぬんの話を前面に出さないといけないと思います。

【会長】

下水道事業というのは、前々から申し上げているように、非常に大型な事業ですので事業をきちっと管理していかないと大変なことになる。特に大都市では財政規模が大きいのでなんとかなる余地がありますが、小さい都市にとっては非常に大変で毎年多くの金が下水道事業に出て行くというのは、健全な経営としては、考えなければいけないということで、そのことをここでは説明をしています。

ただ、これを抜本的に見直すためには、今日は、付帯意見の1に入れたように大元の計画から、いろいろとこれを触っていかない限りはできないし、これはここで最終的にどうするかを決定することはできない。

県あるいは関係する市、町と係わっている話だから。ただこれが全然まだ触れていないと。だからここをするにも現実と合わなくなっているものと1つになっている。だからこれをとにかく見直して欲しいということ。

それから2番目の経営の健全化に向けて、一番大きい有収水量を確保することをとにかく実行していくことと、いくつかのことの将来見通しをしないと、市長が言われている下水道事業の健全化を見通しての話は、なかなかそう簡単な話ではありません。ということを言っています。

ただ9月までの答申としては、その限界の中で今こういう話ですということがこの答申 書の言わんとするところだと思います。

【委員】

今言われたことは僕もよくわかります。それでこの付帯意見として将来のこの赤字で書いてくれたやつとか有収水量の工場、この伊都浄化センターの経営の効率化とこんなものは下水道事業そのものが、これから料金改定を考えなくてもやはりやらなければいけないわけです。ある程度のお金があって一般会計から繰り入れてもらう、その繰入についても、いろいろと計画をしていく中でここの下水道事業にはこれだけしか使えないという部分があると思います。

今まで、その中でずっと賄いきってやってきたのだから、工場の水量であったり、経営

の効率化を図るためにコスト削減をどこまでできるのか、将来の見直しをどうするのか、 というものもやはり必要です。

まず料金改定をするまでにこれら下水道事業に係わる懸案事項を検討する必要があります。われわれは審議の中で市長から諮問を受けていろいろと意見を言わせてもらっている中では市の経営そのものまた財政局とも話をしてもらって、橋本市はこれからどうするのという話をしないと、なんでもかんでも市民に使用料を負担させるのかという話に誤解されても困ります。

以前平成23年の11月に新聞に出ました。これは料金改定のことですということで。 ものすごく審議会の責任を問われている内容でした。市はやはり財政が厳しい。それで上 げたいのだけど、やはり誰か市民からのいろいろな意見を聞かなければいけない。それで 諮問機関をやって逃げ口上というか1つの理由付けにされてという話になったら困ります。 われわれはその経営自体もきちっと説明をしてくれと、使用料を上げるだけの話ではない だろうといっていろいろな意見を言わせてもらいました。厳しいことも言わせてもらいま した。

【会長】

先ほども申し上げましたように、下水道事業も上水の話も出ましたけれども、市が責任を持ってやっている事業としては非常に大型なのです。施設が巨大だし。さらにどちらかというと高度経済成長期に計画をしているから、規模が大きい物を計画していてそれがもうすでに動いていて、それの資金を回収していくようなステージに今来ている。そうするとどういうことが求められるのかというと、これをやっていくためにこの大型の事業をマネージメントする組織が必要なのです。マネージメント。下水道課があるではないかと言ったけれども、本当は下水道整備部みたいなもので整備をするところで事業計画をしているわけではない。ところがマネージメントは何かというとここで有収水量が少ないとか水道を使う人が少なくなったといったら、使う人を誘致するとか有収水量を増やすような手立てをしなければいけない。水を売ったりすることをやっていかなければいけない。それが全然できていなくて、だんだん規模が小さい中で均衡していこうとするから非常にいびつな構造になってしまうのです。

だからその有収水量が増えるとか、水道の利用を上げていくようなものはないかというと実はあるのです。橋本市は都市戦略としてそこをやったらいい話がわたしはあると思っているのです。現実的にはあるのです。それに全然手をつけていないのですね。企業誘致があるように見えているけど、実は今そんなに水をふんだんに使うような企業というのはなかなかなくて、さらに水を使う企業は水道料金の安いところをちゃんと探して行きます。それはシビアな話なので。だからもっと違う方法も同時にやる。それがつまりマネージメントという話なので、それをしっかりやっていくところが本当は欲しいのです。マネージメントができる組織があって、そこでやっているマネージメントについてこの下水道審議会が審議をするのが普通で、下水道審議会がすべて荷を背負うわけではないのですけれ

ども、今の状態でいくとマネージメントをするところがないわけだからできないと。それでは市長がこれを全部できるかというと市長は二面性を持っておられますよね。事業の責任者だし、片方は市民サービスを安価に安全に提供するという2つの立場に立っているので、なかなかできないということになります。今の状態はうまくいかないところがかなり露呈しているので、それがなんとかいくようなことを考えて欲しいと。それは時間を掛けていろいろとやっていかなければいけないので、そう簡単ではないのでそれが付帯意見でこんなことをとにかくいろいろ検討してください、ということを今回の答申としては申し上げたいというのが内容になっていると思います。

(中断)

アイディアについては、橋本市の都市戦略として上水と下水を考えて一番いいのはシニアマンションを誘致することです。高齢者のケア付きのマンション。そうすると生活をするから水を使うでしょう。それから何がいいかというと、高齢者のシニアマンションだと子どもとか孫が訪問して来るではないですか。それで橋本はこんないい所だったのだなと次につながる。これが大事なのです。

【委員】

先ほどここの「妥当である」という意味を説明いただきましたが、今回は経営の健全化 に向けた公共下水道使用料の見直しと、確かに限定したことになっていますけれども、や はり裏には、下水道事業の課題について書かないと気持ちが伝わらないと思います。

市長としては、どういう受け止め方をしているのか、答申にはこのような課題の検討に ついてもいっぱい含まれていることを、事前にお話しする機会をつくっていただきたいと 思います。

【会長】

おっしゃるとおりここで「妥当である」という簡単な表現で済ませるような問題ではなくて、いろいろなご意見があります。

だから、この答申書を市長に渡すときにも、そのことは申し上げるように今考えていますのは、答申書5ページの(3)使用料改定について、から以降は、私が読み上げてお渡ししようと考えています。

それからもう一つは、資料の3「審議会の意見」がありますが、審議会ではこういう意見が出されましたということを踏まえて、言葉で補足して市長にお渡ししようと考えています。

【委員】

料金改定は「やむを得ない」というのを「妥当である」という言葉に変えたことの説明 から今日は始まったわけですが、わたしは、「妥当である」という表現に変える説明に納得 できない部分がございます。

当座の値上げをしないと、近々予測される重大な混乱に対処できない。だから、このまま「妥当である」とすれば、下水道事業はうまく展開されていて、途中での値上げについ

ては、至極当然なことであるとなってしまうような気がします。

本当は、経営は火の車だから、とりあえず値上げをしないと持たない、というすごい危機感がある。という方が私は正解と思います。

【委員】

今回は、とりあえず維持管理費を賄えることだけを考えています。ということを限定して書いておく必要があると考えます。

【委員】

値上げをするのはいいとしても、それはあくまでも今のこの現状で、維持管理費をできるだけ使用料で賄いたいと言うことで、この値上げは基準外繰入金を少し減らすだけです。 ということを明記しておけばいいと思います。

【委員】

我慢してやってきたけれど致し方ない面もあるということで、委員会としては「やむを 得ない」ということでまとめているということであるのに、「妥当である」と言われたら、 気持ち的に違和感がある。

【委員】

前回の審議会で、付帯意見は色々出ました。これに対して、特別な小委員会をもって検討していって、今後の下水道事業を健全化するために、我々としては小委員会を組織して検討していってください。それをやってもらって健全な下水道事業を図ってもらうというところで、あまり先に値上げはいいですよ、安易なところにいくのはどうかと言うことで、前回はそのような話であったように思う。

【会長】

9月には答申できませんというのも1つの回答であると思います。今言われていることを実行しようとしたら、数年かかると思われます。担当するところに「こういう提案があるのですけれどどうですか、考えてくれませんか」と言って出して、早くて3から4年はかかる。

だから、次の料金改定を今は5年で見直すといっているので、つぎの料金改定には少なくとも、今ここで議論していることが、きちっと議論した中で料金改定について検討して欲しいと思っています。

【会長】

使用料の改定は「妥当である」というのがありますが、これを置き換えて、料金改定することは少なくとも、維持管理費は料金で賄うという下水道事業の基本から考えて、「必要である」「適当である」というのでどうでしょうか。

【委員】

本当に議論を尽くせていない部分はあえて書くのを止めましょう。という話があったと 思います。だからあえて提出期限が迫っているから適切ではないことを書くのだったら書 かないようにしましょうという話があったと思います。 それと、「妥当」という言葉を本当に、何か言えと言ったら、「必要悪として認めざるを得ない」という言葉ぐらいは使って欲しい。それはだめでも、「やむを得ない」「やむなし」くらいの、こちらも随分と改革しなければならない部分を持っているのです。という気持ちがどこかにないと、「適切だ」「妥当だ」「必要だ」とかは適切でないと思います。

【会長】

ここでご意見を聞いているわけで、議論を進めるためにあえて違う聞き方をしているだけであって、別に「妥当」に固執しているわけではありません。どういう立場をとられますかということを皆さんにお聞きしています。

【委員】

この1番の課題として下水道事業の健全な経営に向けてということで、現状の緊急課題に対応する答申と言うこと。それから緊急避難的にしょうがないと言うことを長々と引っ張っているので、ここで、「現状の緊急課題ということでやむを得ない」ということでどうでしょうか。

【委員】

値上げするかしないかという話を見たときに、わずか人口の半分の整備でその7割の接続率では、使用料が入ってこない。これは赤字になります。だから整備は早急にやってしまった方がいい。

値上げすることによって、下水道に接続する人が減少する。このような値上げをして消費税も上がって益々接続しなくなったときに、こうなることは前もって予想しなかったのか。審議会の委員は何も言わなかったのかと問われたときにどういう説明を考えているのですか。

それとも、接続率はそれでも尚且つ上昇するというだけの別の理由があるのならいいです。

【委員】

橋本市全体の行財政計画の中で、これくらいであれば、足らなくても面倒見ますというボーダーライン的なものがはっきりしていれば、この議論もまたはっきりしてくると思います。

【委員】

県の流域下水道の見直しは、抜本的に行われると思います。

岩出市にしても紀の川市にしても使用料が156円と152円です。といいながらも前にも議論されましたが、水道料金が安いのです。

市長さんに水道料金をもう少し安く出来ないかとお願いしていただきたい。

【事務局】

水道料金については、委員さんもご存じと思いますが、大滝ダムの建設負担金、それと ダムが完成しますと、そこからは、維持管理負担金が必要となってきます。さらには、地 元の川上村に対する交付金も必要となります。これらは今後ずっと支払っていく必要があ ります。

また、橋本市は和歌山市とかとは異なり起伏に富んだ地形で、中継ポンプ施設など余計な施設が必要となります。これらを比較すれば1㎡当たりの原水の価格、水を作る価格については非常に割高になっているのが現実です。

【委員】

現在では、下水道はとにかくその処理水を捨てているところは非常に少なくなってきています。どこかに再生水として販売しています。

処理水は、常に一定量を確保する事が可能です。

そういうことで、伊都浄化センターにしても、その処理水をどこかで使ってもらって、 お金をもらって、その差額を使用者が負担するということにすれば、非常に大きなお金の 差が出てくると思います。

【会長】

話を元に戻しまして、とにかく今日は、答申案をまとめたいと思っていますので、協力をお願いしたいと思いますが、「妥当である」ということを「現状の緊急課題に対応するためにやむを得ないと考えます」でよろしいですか。

【委員】

はい

【会長】

それではそのように訂正することで、この答申書を承認していただけますでしょうか。

【委員】

はい

【会長】

それでは、ご異議がないと言うことで、答申書案は訂正を含めてこれで決定するという ことにさせていただきます。

それでは次に議案2として特別専門小委員会(仮称)について を事務局から説明お願いします。

(2) 特別専門小委員会(仮称)の設置について

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

【会長】

下水道事業の健全化を見越して云々ということがありますけれども、この審議会で1年あまり議論した中で、ほとんど下水道事業の将来について展望を持てないで、来ているわけです。もっと踏み込んだ議論がほとんど出来ていない。そのような具体的な議論を小委員会で検討していただいて、その内容について、提言していくということが出来たらと考えています。

【会長】

実はこの審議会で5年をめどに料金改定を行うことが望ましいという話をしているのですが、5年間で下水道事業を展望するということが多分ほとんどこの付帯意見が棚ざらしになるだろう。多分数字を詰めていってこういう案は妥当性があって検討することが必要です。というのを詰めるのに小委員会で1年とか1年半。それからそれを検討するそれぞれの組織がまたその中で合意形成して、詰めていくのに1年半ということになって少なくとも3年ぐらいは必要で、さらにそれを公的にオーソライズした数字としてみんなが決めるのに1年かかると。今のわたしの個人的工程でも4年ぐらいはかかってしまいます。ただ4年をかけてそれができれば、次の料金改定ではしっかり下水道事業の健全化をこういう数字で見て料金はこうですという議論ができると思います。

【事務局】

特別小委員会でも財政・企画に入ってもらってと考えていますので、そういった意味合いでは、今後の会長も言われていたマネージメントも含めて、体制的なところのことも考えてやらないと、これをいざ与えられた付帯意見、これも当然やっていかざるを得ないのです。

この下水道事業を進めていこうと思えば、具体化していかないといけないわけです。それに伴う人間というのは当然必要になってきます。これまでは、それこそ先ほどの言葉を借りたら、いけいけで昭和58年後行政の認可を取って整備だけずっと進めてきたという状況がありました。しかし、今はそうでない時期です。これからは維持管理負担金等々のこともいわゆる下水道事業の運営、これにどうしていくかというところが必須の条件になってきますので、そういったところが今後の体制的な話も含めて企画、お金で言ったら財政も入ってもらっての特別専門小委員会を設けてその辺りを練っていきたいと考えてございます。

【委員】

一番大事なのは多分この下水道事業というのを、いかに先ほどから言っているようにマネージメントするのか。橋本市が本気で掛かっていかないとこれは大変なことになりますというのが私の最大のお仕事かなと思っているのです。本当にこれはないがしろにしていたら見えないところですごく大きいお金が進行しているのです。

【委員】

やるのだったらもう少し時間をかけて、詰めてやっていかないといけないと思います。

【委員】

基本的にこんなことができるのではないですか、といういくつかのアイディアというかメニューはありますので、それの数字を詰めて例えば太陽光パネルを置くのだったらどれぐらいの面積を置けて、それを自前で整備するのだったらスペース当たりでいったらどれくらいの収益が上がるかとか。そういうことはある程度概算の数字は出せると思います。

【委員】

この1年と書いてありますが、相当詰めてやらないと、出来ないで中途半端になると思います。

【会長】

ただ1年で正解が出るかというとそれは中間的な報告に多分なると思います。ただ任期が来年の11月までですので、それまでにはこの本委員会でやらないと専門小委員会の意味がなくなってしまいます。

【事務局】

今会長さんも言っていただいたように時間はかなりかかると思います。ただ先ほどから料金改定のというところで、今回は時間的にもそういう形でしか結論付け答申のまとめという形にしかならなかったのですが、付帯意見の中には、明日からでも実行しなければいけない項目がございます。というのは接続率の向上、有収水量のアップとかこういうのを考えるにあたっては、これまであった市の考え方を思いきった内容で、切り替えていかなければいけないと考えています。

今までの助成制度はほとんど役に立たない状況です。

そういったところをやはり見直し、考え方を変えていかないと先ほど言った接続率とか有収水量アップにつながらないと思います。それでもって付帯意見の中でも優先順位を決めさせていただいて議論、いいアイディアとか検討を練っていきたい、ご議論いただきたいと思っておりますので、こちらから小委員会の委員長さんなりとまたご相談もさせていただいて進めたいと考えてございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

【会長】

それから私の方からお聞きしたいのですが、この諮問は市の広報とかにどの程度の内容が 載るのですか。多分ある程度載ると思いますけど。

【事務局】

最初から最後までは11ページになりますので、これを全部市の広報へ載せるというのはちょっと無理かなと。すべてPDFにしまして下水道課のホームページへ、審議会の部類もございますので、そこへ全部載せていきたいと考えております。

【会長】

それでは議事の2の特別専門小委員会(仮称)の設置については、ご了承いただけますでしょうか。

【委員】

はい

【会長】

それでは、ご異議がないということで、特別専門小委員会を設置させていただくことに 決定致しました。

その他として、事務局お願いします。

(3) その他(8月31日の答申について)

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

【会長】

8月31日の市長への答申は、事務局説明のようにさせていただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

【委員】

はい

【会長】

ご承認ありがとうございます。

会長より第10回橋本市公共下水道事業審議会の会議録の署名について 「橋本市公共下水道事業審議会運営規程」に基づき、会議録署名委員2名を指名 会議録署名委員 堀川 憲一 委員 会議録署名委員 上田 良治 委員

4. その他

特になし

5. 閉会

部長あいさつの後閉会

【部長あいさつ】

そしたら最後に事務局を代表致しまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。昨年の11月に市長より本審議会に対しまして、「橋本市の公共下水道事業の健全な運営を行うため、使用料対象経費に占める使用料の割合について検討を行い、経営の健全化に向けた公共下水道事業の下水道使用料の見直しについて」諮問をさせてもらったところでございます。本日その答申の最終の取りまとめと非常に難しいところだったと思います。皆さまにご協力をいただきましてまとめていただいたことをここに厚く御礼を申し上げます。しかしながら、今回の諮問による答申については本年9月までという制約の中では十分な検討もできなかった、検討していただけなかったという状況にございまして、下水道事業への市財政負担の増大を減ずるという現状の緊急課題に対応する答申ということでまとめていただいたわけでございます。今後さらに下水道事業を継続的に健全運営していくために、これまで審議会においていただいた意見、付帯意見これについて具体的な形で先ほどご承認いただいた特別小委員会において、また、今後ご検討を練り上げていきたいと考えておりますので、あらためて小委員会の皆さま方にはいろいろとご苦労をおかけすると思いますけれども、ひとつよろしくお願い致したいと思います。また8月31日の答申時におきましては審議会でこれまで個別の意見、特に公共下水道の料金値上げは反対

だとこういう声もございましたのでそれも市長には伝えていただけるように、先ほどのA3でまとめがございました中で、会長さんからポイントとして伝えていただけるようにお願いしておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。最後になりましたが、約9カ月間本当に慎重なる審議を重ねていただきましたことをここに厚く御礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会時間 午後4時00分

苯申	ᇩ	翠	Þ
硪尹	깷	在	右

議	長		
会議録署	名委員		
会議録署	名委員		